

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年1月29日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

地域連携型ハンズオン支援事業運営業務委託

(2) 目的

新型コロナウイルス感染症禍による社会経済への大きな影響やデジタル化の進展、環境志向や脱炭素の重要性の増大や災害の激甚化など、社会経済状況の変化は激しく、区内事業者は常に環境変化への対応や経営課題に直面している。このような中でも、懸命に新たな挑戦に取り組む事業者も存在し、このような今後の世田谷産業をけん引していく可能性のある企業を応援し、一緒になって、地域を盛り上げていくことが、新たな地域産業のコミュニティを形成し、地域経済の活性化につながっていくものと考えている。

そこで、区では令和3年度から令和5年度まで、世田谷区を拠点に活動する小規模事業者を対象に、補助金と専門家派遣をセットにした伴走型支援事業を中心に、事業者の発展と世田谷区の産業振興・育成の一助となることを目指すサポートプロジェクト（ハンズオン支援事業／通称：SETACOLOR）として、地域経済を活性化する新たな事業を展開してきたところである。

今後、区では、区内既存産業に対する伴走型の支援による再活性化を図るとともに、DXやSDGsなど社会経済環境の変化を前提として、新しい価値を創出し得る事業者や人材を育成・確保し、区内産業のイノベーションを創出・加速することで、地域経済の持続的な発展を目指す旧池尻中学校跡地における新たな産業活性化拠点での実施を予定しており、これまで3年間実施してきた本ハンズオン支援事業の伴走型支援について、新たな産業活性化拠点において事業継続していく予定である。

新たな産業拠点は、令和7年度から開設予定であるが、開設までの令和6年度からの1年間、新たな挑戦に果敢に取り組む小規模事業者の活動を止めないように後押ししていくため、引き続き、区内のスキル人材等を活用した、専門家による経営課題の把握・戦略策定、また、実践的な新規事業のサポート等の地域連携型ハンズオン支援を実施する。

それにより、社会情勢の変化により売上や利益低下などの影響を受けた事業者の経営改善及び新たな産業モデルの創造による区内経済の持続的な発展を図ることを本業務の目的とする。

(3) 履行期間

契約の日（令和6年4月上旬頃）から令和7年3月31日まで（予定）

(4) 履行場所

経済産業部商業課ほか

(5) 地域連携型ハンズオン支援事業内容（予定）

①地域連携型ハンズオン支援事業

- 【対象事業者】 区内に事務所又は事業所を有する小規模事業者^{※1}
- 【支援事業者数】 フルサポート型：最大20事業者程度
スポット型：最大60事業者程度
- 【ハンズオン支援】 フルサポート型：専門家^{※2}派遣（随時のフォローアップあり）
スポット型：専門家による事業計画策定支援
- 【補助金支援】 新規事業に係る経費の一部を補助
フルサポート型（補助率2/3、補助上限150万円）、
スポット型（補助率2/3、補助上限50万円）
- 【募集開始日】 フルサポート型：令和6年4月15日（月）予定
スポット型：一次募集 令和6年4月15日（月）予定
二次募集 令和6年7月16日（火）予定

②ビジネススクール

- 【支援事業者数】 スタートアップコース：15事業者程度
事業再構築コース：15事業者程度
ビジネスアイデアコース：15事業者程度
後継者養成コース：5事業者程度

※1 小規模事業者とは・・・

- 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）：常時使用する従業員数* 5人以下
その他：常時使用する従業員数* 20人以下

*常時使用する従業員数とは・・・

本事業では主に正規社員を指し、パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・非正規社員及び
出向者、会社役員及び個人事業主については該当しないものとする。

※2 専門家については、各種領域において、区内で効果的な事業を営む者、区外で事業を営み区内に居住している者等をいい、本事業を実施するうえで、戦略立案から実行までプロジェクト全体を伴走する各領域の専門性をもつ経営コンサルタント又はプロジェクトの施策を実行する専門スキルをもったプロフェッショナル人材のことを指す。

(4) 委託業務内容

①フルサポート型

(i) 事業設計及び申請書類策定【4月】

支援テーマや支援内容に係る詳細の制度設計及び申請事業者向けの募集要領、申請様式など、
事業運営に必要な各種申請書類について、区と協議の上作成すること。

(ii) 事業者の募集・選定【4月～6月中旬】

- ① 区内小規模事業者向けに募集用 Web サイトの構築、募集用チラシ等を作成し、広く PR を実施
すること。

【Web サイト】

- ・効果的に事業者へ PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすいページ内容とすること。

【チラシ】

- ・効果的に事業者へPRを行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすい構成とすること。

【その他】

- ・必要に応じて、web サイトやチラシ以外に、SNS 等のツールを用いて、効果的な PR を実施すること。
- ② 応募事業者への問い合わせ・連絡対応
- ・応募事業者からの問い合わせに係る一次対応を行うこと。その後必要に応じて区に二次対応を依頼するものとする。
- ③ 審査・選定業務
- ・応募事業者からの申請書類について、書面審査（一次審査）を実施すること。
- ※申請書類の受付、不備や不足書類の修正対応は区で実施する。
- ・一次審査を通過した事業者のプレゼンテーションによる提案について審査（最終審査）を実施すること。区及び委託事業者以外の審査員については、区と協議の上決定し、委員委嘱業務及び報酬の支払いを行うこと。
- ※審査結果通知については区より発出する。
- (iii) 区内人材等による専門家のチーム組成
- ハンズオン支援を実施する専門家について、世田谷区内に居住または事業を営む多様な経験・スキルを持つ人材も活用し体制を構築すること。

【留意事項】

- ・支援内容が多岐に渡ることが想定されるため、商品開発・リブランディング、サービスの企画開発、UI/UX の設計・デザイン、web マーケティング、販路拡大、EC 戦略、財務改善、業務プロセスの改善、マネタイズ支援など、応募事業者の多様な支援ニーズに応えられる人材を組織すること。
 - ・専門家における区内人材割合は50%以上とすること。
 - ・応募事業者の追加募集については、区と協議の上行うこと。
- (iv) 事業分析・支援計画の策定【6月中旬～8月】
- 支援が決定した事業者へ専門家による、現状把握及び分析、取り組むべき課題の特定、解決策の複数提示、支援計画の策定・承認、専門家人材の選定・紹介・承認を実施すること。

【留意事項】

- ・2-3 時間/回程度の支援事業者とのミーティングを合計 4 回以上実施すること。
 - ・その他、資料確認、事業計画書の策定支援など、合計 20 時間以上実施すること。
- (v) 支援計画の実行【9月～3月】
- 専門家による実行の伴走支援、実行計画に基づいたソリューションの提供・アウトプット作成、定期的なメンタリング、進捗状況のモニタリング、必要に応じた計画の見直し、成果の確認を実施すること。

【留意事項】

- ・専門家によるミーティング（合計実施時間 1 - 1.5 時間程度/1 回、別途資料作成 1.5 時間程度）を実施すること。
- (vi) 事業者間のネットワークの構築
- ・事業者間の横のつながりをつくり、当該事業の効果的な運用を図っていくため、事業者間同士で交流ができるキックオフイベントや、支援計画策定後の計画のプレゼンテーションを行う報告会等を実施すること。

- ・事業者間の日常的な情報交換や発信、相談の場所として、SNS 等を活用した事業者限定のグループ機能等を構築・活用していくこと。
- ・区民へ採択事業者の取り組みを PR する場となるイベントを実施すること。
- ・新たな産業活性化拠点構築事業の運営選定事業者を事業スキームの引継ぎを含め、区と協議の上参加させること。

(vii) 実行結果の全体取りまとめ・効果検証【2月～3月】

支援事業の成果の確認、効果検証を実施すること。

②スポット型

(i) 事業設計及び申請書類策定【4月】

支援テーマや支援内容に係る詳細の制度設計及び申請事業者向けの募集要領、申請様式など、事業運営に必要な各種申請書類について、区と協議の上作成すること。

(ii) 事業者の募集・選定【一次：4月～6月中旬、二次：8月中旬～10月中旬を予定。募集追加分は随時】

① 区内小規模事業者向けに募集用 Web サイトの構築、募集用チラシ等を作成し、広く PR を実施すること。

【Web サイト】

- ・効果的に事業者に PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすいページ内容とすること。

【チラシ】

- ・効果的に事業者に PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすい構成とすること。

【その他】

- ・必要に応じて、web サイトやチラシ以外に、SNS 等のツールを用いて、効果的な PR を実施すること。

② 応募事業者への問い合わせ・連絡対応

- ・応募事業者からの問い合わせに係る一次対応を行うこと。その後必要に応じて区に二次対応を依頼するものとする。

③ 審査・選定業務

- ・応募事業者からの申請書類について、書面審査（一次審査）を実施すること。
- ※申請書類の受付、不備や不足書類の修正対応は区で実施する。
- ・一次審査を通過した事業者で採択基準点に複数いた場合には、ヒアリングを実施すること。
- なお、審査員については、区及び委託事業者とする。

※審査結果通知については区より発出する。

(iii) 区内人材等による専門家のチーム組成

ハンズオン支援を実施する専門家について、世田谷区内に居住または事業を営む多様な経験・スキルを持つ人材も活用し体制を構築すること。

【留意事項】

- ・支援内容が多岐に渡ることが想定されるため、商品開発・リブランディング、サービスの企画開発、UI/UX の設計・デザイン、web マーケティング、販路拡大、EC 戦略、財務改善、業務プロセスの改善、マネタイズ支援など、応募事業者の多様な支援ニーズに応えられる人材を組織すること。
- ・専門家における区内人材割合は50%以上とすること。

- ・応募事業者の追加募集については、区と協議の上行うこと。

(iv) 事業計画の改善・策定支援

【一次：6月中旬～8月、二次：10月中旬～11月】

選定された事業者に向けて、取り組むプロジェクトの内容をより効果的なものにしていくため、専門家とともに事業者の課題や、取り組むべきプロジェクトの設定などについて、グループセッションを通してディスカッションを実施し、専門家との個別面談を通じ事業計画の改善から実行に向けた計画書の策定を支援すること。

【留意事項】

- ・グループセッションでは、全体で3時間程度の構成とし、1グループ3事業者程度に分け、1事業者あたり30分程度の専門家からのヒアリングとフィードバックを、2人の専門家により実施すること。グループで互いの事業計画についてのディスカッションを行い、アイデアなどを共有する仕組みとすること。
- ・個別面談では、全体で3時間程度の構成とし、1グループ3事業者程度に分け、1回目と2回目の間に作成した計画書ドラフトのプレゼン、それに対する専門家によるフィードバック、それを踏まえた計画書の見直し・完成まで支援すること。

(v) 事業者間のネットワークの構築

- ・事業者間の横のつながりをつくり、当該事業の効果的な運用を図っていくため、事業者間同士で交流ができるキックオフイベントや、支援計画策定後の計画のプレゼンテーションを行う報告会等を実施すること。
- ・事業者間の日常的な情報交換や発信、相談の場所として、SNS等を活用した事業者限定のグループ機能等を構築・活用していくこと。
- ・区民へ採択事業者の取り組みをPRする場となるイベントを実施すること。

(vi) 実行結果の全体取りまとめ・効果検証【2月～3月】

- ・支援事業の成果の確認、効果検証を実施すること。

③ビジネススクール

(i) 支援の事業設計及び申請書類の策定【4月～6月】

地域連携型ハンズオン支援事業の取り組みの一環として実施するビジネススクールについて、支援対象・テーマ、プログラム内容、事業スケジュール等の事業設計及び申請者向け募集内容、申請フォームなど事業運営に必要な各種フォーマットについて、区と協議のうえ作成すること。

(ii) 事業者の募集【募集開始：令和6年7月頃から】

- ① 募集用 Web サイトの構築、募集用チラシ等を作成し、広く PR を実施すること。

【Web サイト】

- ・効果的に事業者へ PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすいページ内容とすること。

【チラシ】

- ・効果的に事業者へ PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすい構成とすること。

【その他】

- ・必要に応じて、web サイトやチラシ以外に、SNS 等のツールを用いて、効果的な PR を実施すること。

- ② 応募事業者への問い合わせ・連絡対応

- ・応募事業者からの問い合わせに係る対応を行うこと。

(iii) インキュベーションプログラムの設計【4月～6月】

- ・ 区内で起業・創業を予定している方、もしくは、起業・創業をして数年の方を主な対象に、事業立ち上げにおける課題を解決したり、事業の収益化を実現し、事業モデルをブラッシュアップするためのコース【スタートアップコース】を設計すること。なお、1回あたり2時間～3時間のプログラムを計10回程度とすること。
- ・ 区内に事業所を構えている事業者で、既存事業が「成熟」もしくは「停滞」のステージにある方を対象に、事業を再構築するための視点を養い、参加者同士でディスカッションしながら、既存事業を新しい事業へ進展させることで、事業の再成長を目指すコース【事業再構築コース】を設計すること。なお、1回あたり2時間～3時間のプログラムを計10回程度とすること。
- ・ 新たな事業づくりのアイデアを模索している方を対象に、そのアイデアを明確にし、事業へつなげるきっかけとなり、事業モデルを構築するためのコース【ビジネスアイデアコース】を設計すること。なお、1回あたり2時間～3時間のプログラムを計10回程度とすること。
- ・ 中小事業者の後継者不在状況は深刻であり、世田谷区においても例外ではなく、廃業の増加による貴重な雇用や技術の継承並びに特徴ある個店が失われていくことで地域の活性化が失われることが懸念される。この課題解消に対して、まずは課題認識とより事業承継に興味を持つことと事業承継に必要な準備プロセスを学ぶことが重要であることから、事業承継のノウハウ等を学ぶとともに、次代の経営者を育成する【後継者養成コース】を設計すること。
- ・ なお、1回あたり2時間～3時間のプログラムを計5程度とすること。
- ・ スタートアップコース、事業再構築コース及びビジネスアイデアコースの定員は15名程度とし、後継者養成コースの定員は5名程度とすること。
- ・ 各コースには、プログラムに沿った人材を講師としてアサインし、受講者のニーズに応える、効果的な内容のプログラムとすること。
- ・ 各コースには受講者の仕事やキャリアの手本となり、受講者に助言・指導し、成長や精神的なサポートを行うメンターをアサインすること。

(iv) 各コースの運営

- ・ 各回のプログラムにおいて、メンターや講師とともに実施前の準備を行い、各回のプログラムにおいて、受講者が発言しやすいようファシリテーションを行うこと。
- ・ 講義時以外の参加者へのフォローアップ及び面談等を行うこと。

(v) メンターの稼働

- ・ 各コース受講者に助言・指導し、成長や精神的なサポートを行うメンターについて、各プログラムへの参加やフィードバックを実施すること。
- ・ その他 slack などのコミュニケーションツールでの対応や受講者への個別相談への対応を実施すること。

(vi) ピッチイベントの実施【3月】

- ・ 受講者がプログラムを通じてブラッシュアップした自身のプログラムを発表できるピッチイベントを企画し、実施すること。

(vii) 実行結果の全体取りまとめ・効果検証【2月～3月】

- ・ 今年度の支援事業の成果の確認・報告すること。
- ・ 実行結果の全体取りまとめ・効果検証を行うこと。
- ・ 今年度の実績が分かる写真や動画等、各種アーカイブ素材を作成すること。

④定期交流会の実施

過去採択事業者を含む専門家、事業パートナー、ビジネススクール受講者といった関係者間の枠を超えた横のつながりをつくるための定期交流会の実施すること。その際、参加事業者のミニプレゼンを

企画、運営すること。

⑤事業者等の取組内容の発信

情報発信プラットフォームによる参加事業者の取組内容といった事業紹介等を行うこと。なお、当該情報発信プラットフォームの有料アカウントについては受託事業者により取得すること。

2 参加資格要件

次の（１）から（５）までの要件を全て満たす法人であること。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第２項による措置を受けていないこと。
- （２） 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （３） 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税等を滞納していないこと。
- （４） 会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- （５） これまで中小事業者を対象とした伴走支援等、事業者の支援や事業者間連携に係る業務を受託した経験を有すること。

3 提案限度価格

６５，０００，０００円（税込）

※この金額は将来の契約時の予定価格ではないことに留意すること。

※本業務委託は、議会の議決を経て令和６年度当初予算の配当を条件として契約する。

※契約期間中に事故又は履行不良が頻繁にみられる場合などには、この契約を変更又は解除することがある。

4 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

5 提案書を特定するための評価基準

（１） 実施体制に関する事項

- ・ 業務責任者などの実績・経歴等
- ・ 配置人員、役割、区との連絡体制等
- ・ 区内産業及び経済の現状を認識し、整理・分析的確に行う能力があるか

（２） 同種・類似業務の実績

- ・ これまでにハンズオン支援等、事業者の支援や区内事業者との連携に係る他の実績を有しているか

（３） 実施方針

- ・ 支援テーマや支援内容に係る制度設計が区内産業の継続的な発展に寄与するものとなっているか
- ・ 区内スキル人材の活用による、区内経済の循環・発展に寄与するものとなっているか

（４） フルサポート型・スポット型共通

- ①事業者の募集・審査業務について

- ・申請書類等について、事業者が理解しやすい内容・デザインで作成する能力があるか
- ・応募事業者からの問い合わせなどに柔軟に対応できる体制を構築できているか
- ・事業者向け募集用 web サイト、チラシについて効果的な PR を実施する能力があるか
- ・事業者の審査について、経営状況等を的確に判断する能力があるか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

②区内人材等による専門家のチーム組成について

- ・応募事業者の多様な支援ニーズに応えられる体制を組成できるか
- ・区内スキル人材を募集する手法が有効で実現性があるか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

(5) フルサポート型

①事業分析・支援計画の策定について

- ・専門家による経営診断の内容・手法が効率的かつ有効であるか
- ・計画の策定に向けて支援内容が効率的かつ有効であるか、また経営課題を解決する策の企画提案能力を有しているか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

②支援計画の実行について

- ・ハンズオン支援の内容について内容・手法が効率的かつ有効であるか
- ・定期的なモニタリング、メンタリングによる随時の支援事業者への対応、計画の見直しなど、柔軟な対応を実施できる体制となっているか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

(6) スポット型

①事業計画の改善・策定支援について

- ・選定された事業者の取り組むプロジェクト内容をより効果的なものにしていくための支援内容が効率的かつ有効であるか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

(7) ビジネススクール

①支援の事業設計及び申請書類の策定業務について

- ・申請書類等について、事業者が理解しやすい内容・デザインで作成する能力があるか
- ・応募事業者からの問い合わせなどに柔軟に対応できる体制を構築できているか
- ・事業者向け募集用 web サイト、チラシについて効果的な PR を実施する能力があるか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

②インキュベーションプログラムについて

- ・各コース受講対象者のニーズに応える事業設計を企画・運営できる能力があるか
- ・各コースに対応する講師及びメンターをアテンドする能力や運営能力があるか
- ・受講者自身が発表できるピッチイベントを企画・運営できる能力があるか

(8) 定期交流会の実施

- ・関係者が参加しやすい企画等を設計・運営する能力があるか

(9) 情報発信プラットフォームによる事業者等の取り組み内容の発信

- ・参加事業者の取組内容といった事業紹介等を定期的に行う体制が構築できているか
- ・これまでに音声プラットフォームを活用した取り組みを実施しているか

(10) 見積金額の妥当性

6 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区 経済産業部 商業課 担当 藤田、長嶋、瀬口、斎藤、山本、鈴木
住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4階
TEL：03-3411-6667、FAX：03-3411-6635
E-mail：SEA01004@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和6年1月29日（月）～令和6年2月9日（金）正午
（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

区ホームページ → 仕事・産業 → 商業 に掲載

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和6年2月9日（金）15時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和6年3月6日（水）正午（必着）

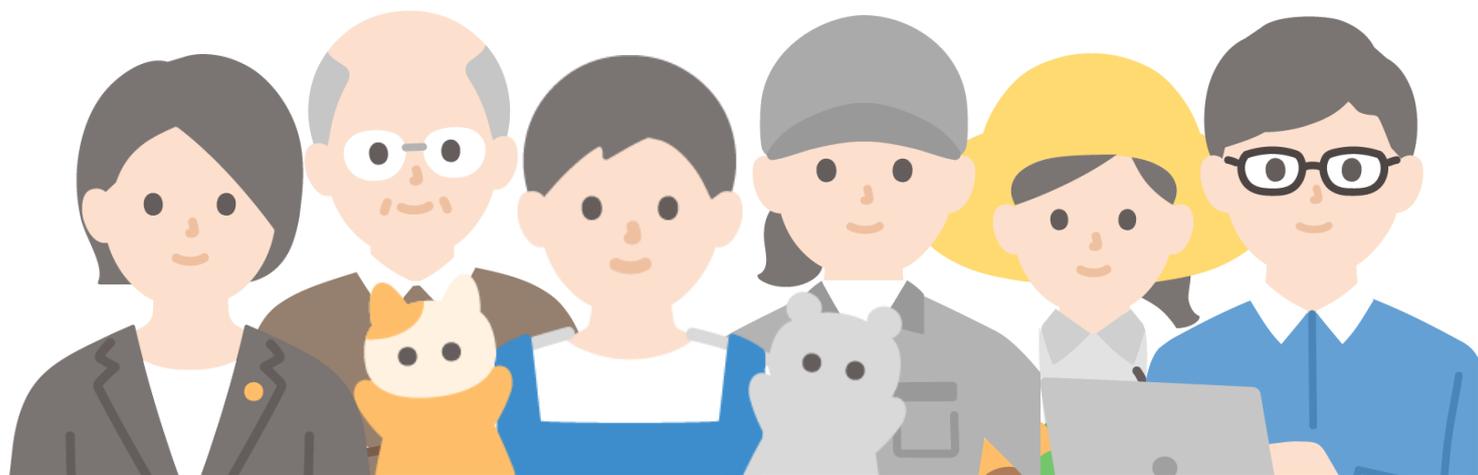
場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

7 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の作成・提出等に要する費用は提案者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (9) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (10) 提案書の提出後であっても、審査に必要がある場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- (13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (14) 区は、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (15) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水士	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年12月21日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。